

大和市告示第31号

大和市おひとりさまの遺贈寄附取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年2月26日

大和市長 古谷田 力

大和市おひとりさまの遺贈寄附取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市おひとりさまの遺贈寄附取扱要綱（令和4年大和市告示第118号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市一人暮らしの高齢者による遺贈寄附取扱要綱

第1条中「おひとりさま」を「一人暮らしの高齢者」に改め、「であって、その遺言執行者を本市が指定するもの」を削り、「の要件」を「に係る本市への登録」に改める。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条第1項中「次の各号のいずれかに掲げる」を「登録者の遺言の執行後に、登録者の遺言に沿った執行ができない場合その他市長が当該遺贈寄附の受入れに支障があると認めた」に改め、同項各号を削り、同条を第16条とする。

第12条第1項を次のように改める。

遺言執行者による市への寄附の手続は、大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の規定に基づいて行うものとする。

第12条第2項を削り、同条第3項中「指定遺言執行者」を「当該登録者の遺言執行者」に改め、「又は」の次に「第13条第1項の規定による依頼を受けた」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項中「指定遺言執行者」を「前条の規定により指定された遺言執行者」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条の見出し中「選任」の次に「等」を加え、同条第1項中「場合は、」の次に「当該登録者が第6条第1項の規定により市から専門家の紹介を受けた場合にあっては」を、「ものと」の次に「し、それ以外の場合にあっては登録者が死亡した旨を当該登録者が指定した遺言執行者へ通知することができるものと」を加え、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「市長は、」の次に「登録内容が第4条各号及び第7条第2項各号に掲げる事項を満たさないことが判明したときは当該登録者と協議し、又は」を加え、「満たさず、又は登録内容が第4条第2項に規定する要件を」を削り、「、その」を「その」に改め、同条第2項中「とき

は、」の次に「当該登録者に対しては」を加え、「登録者に」を「士業団体に対しては必要に応じ、その旨を」に改め、同条を第12条とする。

第8条中「及び遺言書の内容」を「等」に改め、同条を第11条とする。

第7条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、必要に応じ、士業団体にその旨を通知するものとする。

第7条を第10条とする。

第6条第1項中「遺贈寄附登録内容変更申請書」を「遺贈寄附登録内容変更届出書」に、「遺言書」を「公正証書遺言」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「審査」を「届出」に、「前条第3項及び第4項」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項中「遺贈寄附登録通知書」とあるのは、「遺贈寄附登録内容変更通知書」と読み替えるものとする。

第6条第3項を同条第2項とし、同条を第9条とする。

第5条の見出し中「申請及び審査」を「届出等」に改め、同条第1項中「遺贈寄附登録申請書に遺言書」を「遺贈寄附登録届出書に公正証書遺言」に改め、同条第2項中「申請が」を「届出が」に、「その内容を審査し、登録の適否を決定して、遺贈寄附登録承認（不承認）通知書」を「遺贈寄附の内容等について遺贈寄附登録台帳に登録し、遺贈寄附登録通知書」に、「申請者」を「届出をした者（以下この条において「届出者」という。）」に、「登録することを承認したときは、遺贈寄附の内容等について遺贈寄附登録台帳に登録する」を「当該遺贈寄附の内容が第4条各号及び前条第2項各号に掲げる事項に該当しないものであるときは、当該届出者と協議する」に改め、同条第3項中「前項」を「前項後段」に、「登録の審査」を「協議」に、「申請者」を「当該届出者」に、「行い、又は士業を営む者の団体（以下「士業団体」という。）に助言を求める」を「行う」に改め、同条第4項前段中「申請者」を「届出者」に改め、同項後段中「申請者」を「当該届出者」に改め、「第2項の規定による」を削り、同条を第8条とする。

第4条の見出しを「（登録等）」に改め、同条第2項中「の要件」を削り、同項各号列記以外の部分中「こと」を「ものについて行うもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第4条第2項第1号中「又は法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）の規定により法務局に保管された自筆証書遺言」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 遺言執行者が換価して市に遺贈すること（対象財産を換価するか否かの選択を市に委任する場合を除く。）。

第4条第2項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「こと」の次に「又は遺言執行者が指定されていること」を加え、同号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 借入金その他の債務を負っていない者からの遺贈であること。

(6) 遺贈により相続人が負債のみを相続するおそれがないこと。

第4条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条を第7条とする。

第3条中「は、預金債権又は貯金債権（担保に供されている、相殺適状にある等の反対債権のないものに限る。以下「預金債権等」という。）」を「（以下「対象財産」という。）は、次の各号のいずれか又はいずれかを含む財産であって市長が認めるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 預金債権又は貯金債権（担保に供されている、相殺適状にある等の反対債権のないものに限る。以下「預金債権等」という。）

(2) 原則として、次に掲げる条件をいずれも満たす不動産

ア 対象者の単独名義であること。

イ 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されていないこと。

ウ 隣接地の所有者との争訟がないこと。

エ 管理維持に多大な費用がかかるものでないこと。

オ 不動産の管理又は処分を阻害する工作物、車両、樹木等がないこと。

カ 換価可能であること。

キ その他紛争のおそれがないと認められること。

第3条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（事前相談）

第5条 対象者は、遺贈寄附について、あらかじめ市へ相談することができる。この場合において、対象者は、第8条第2項の規定による登録に必要な範囲で、対象財産等についての情報を市に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する相談があったときは、必要に応じ、対象財産に関する調査等を実施することができる。この場合において、対象者は、当該調査等に協力するものとする。

（専門家の紹介）

第6条 市長は、前条第1項に規定する相談を行った対象者が希望する場合であって、当該対象者が予定する遺贈寄附が次の各号のいずれにも該当するときは、遺言書の作成及び遺言の執行のための専門家を当該対象者に紹介することができる。

(1) 第4条各号及び次条第2項各号に掲げる事項をいずれも満たすと認められること。

(2) 遺贈の額（不動産等の換価による遺贈の額を含む。）が1,000,000円以上となる見

込みであること。

(3) 遺言執行者の指定を市長に委託すること。

2 市長は、前項の規定による専門家の紹介の円滑な実施を図るため、士業を営む者の団体（以下「士業団体」という。）と遺贈寄附における専門家の紹介に関する協定を締結するものとする。

第2条の見出し中「対象者」を「登録対象者」に改め、同条中「遺贈寄附」の次に「の登録」を、「居住する」の次に「65歳以上の者のうち、」を加え、「者（第5条第2項）」を「もの又はこれに準ずる状況であるものその他市長が特に認めたもの（第8条第2項）」に改め、同条第2号中「第5条第4項」を「第8条第4項」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（この要綱の解釈）

第2条 この要綱は、本市への遺贈寄附を自発的に希望する者に対し、必要な手続の周知等を行うためのものであって、市が本市への遺贈寄附を推奨し、及び勧誘するものと解釈してはならない。

2 この要綱の規定は、対象者が自らの希望する内容の遺言書を作成することを妨げ、及び市が遺言の内容に介入するものと解釈してはならない。

別表中「第14条」を「第17条」に改め、同表第1号様式の項中「遺贈寄附登録申請書」を「遺贈寄附登録届出書」に、「第5条」を「第8条」に改め、同表第2号様式の項中「遺贈寄附登録承認（不承認）通知書」を「遺贈寄附登録台帳」に、「第5条」を「第8条」に改め、同表第3号様式の項中「遺贈寄附登録台帳」を「遺贈寄附登録通知書」に、「第5条」を「第8条」に改め、同表第4号様式の項中「遺贈寄附登録内容変更申請書」を「遺贈寄附登録内容変更届出書」に、「第6条」を「第9条」に改め、同表第5号様式の項中「第6条」を「第9条」に改め、同表第6号様式の項中「第7条」を「第10条」に改め、同表第7号様式の項中「第9条」を「第12条」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。